

社会福祉法人吉城福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 社会福祉法人吉城福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事・監事及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与、社会福祉法人吉城福祉会常勤職員給与規程（以下「給与規程」という）第4章に定める各種手当のうち理事長が必要と認めた手当及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。
- (3) 役員等が業務を遂行するため旅行した場合は、社会福祉法人吉城福祉会役員及び職員旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める額とする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 各種手当については、給与規程第4章の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、別表第3に定める額とする。

(適用除外)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、給与規程第4条に準じた日とする。
- (2) 賞与については、給与規程第36条に準じた日とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

1. 理事（常務理事）

月 額	250,000円
-----	----------

2. 理事（理事長）

月 額	280,000円
-----	----------

別表2（常勤役員等の賞与）

夏季賞与	報酬月額×100分の100
冬季賞与	報酬月額×100分の100

別表3（非常勤役員等の報酬）

1. 評議員

	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人業務のための出務	7,000円

2. 理事

	日額
理事会への出席	10,000円
上記の他、法人業務のための出務	7,000円

3. 理事（理事長）

	日額
理事会への出席	15,000円
上記の他、法人業務のための出務	12,000円

4. 監事

	日額
理事会への出席	10,000円
監査会への出席	10,000円
上記の他、法人業務のための出務	7,000円

5. 監事（公認会計士又は税理士資格保有者）

	日額
理事会への出席	10,000円
監査会への出席	12,000円
上記の他、法人業務のための出務	7,000円